

鎌倉市立玉縄小学校いじめ防止基本方針

平成 26 年 4 月

平成 30 年 12 月改正

令和 8 年 4 月改正

鎌倉市立玉縄小学校

【学校教育目標】 「つよく、やさしく、かしこく、そして じょうぶな子ども」

(1) つよく

学校と家庭と連携し、基本的生活習慣を身につけさせ、規範意識を育てる。
自尊感情の向上を図り、自分の夢を実現させる強い意志を持たせる。

(2) やさしく

生活科・理科・総合的な学習の時間等により、人と自然とふれあい、感謝の気持ちを持って生活する心を育てる。道徳の時間を中心として道徳教育を充実させるとともに、読書活動・清掃活動・栽培活動等を通して、感受性豊かな心を育成する。また、縦割り活動（校外行事・委員会活動・クラブ活動等）を通して、他人を思いやる気持ちを育てる。

(3) かしこく

個に応じた指導を充実させ、基礎的・基本的な知識・技能を習得させる。探求心旺盛な子どもを育てるとともに、言語活動を充実させ、思考力・判断力・表現力の向上を図る。

また、安全に心がけ、交通事故に巻き込まれず、自然災害も乗り越えられる力を培う。

(4) じょうぶ

家庭と連携した「食育」の充実により健康基盤を作り、体育の教科や体育的行事等を通して、健やかな心と体を作る。

目指す子ども像			
	自律	粘り強さ	協働
具体的な姿	知る 選ぶ・決める 自分で見つける・高める	失敗してよいことを知る 失敗してもあきらめない・やりなおす 次の課題に生かす	関わる 受け入れる 尊重する

【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」第2条）

本校では、法の定義や国・県・市の基本方針に基づいて、学校の内外を問わず、子ども本人がいじめと感じたものは、すべていじめとしてとらえます。

【いじめに対する基本認識】

- いじめは、いじめを受けた子どもの人権を著しく侵害し、尊厳を損なう、絶対に許

されない行為である

- いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こり得る
- いじめは、家庭環境や対人関係など様々な背景から、様々な場面で起こり得る
- いじめは、「対象児童」や「関係児童」だけでなく、「観衆」や「傍観者」といわれる周囲の子どもにも注意を払う必要がある
- いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくいものである
- いじめは、その行為や様態により、犯罪行為として取り扱われるものもある

【いじめ対策の基本理念】

- ・いじめは、人間として決して許されない行為である。すべての児童及び大人がいじめに対する正しい理解をもって、根絶に取り組まなければならない。
- ・自他の「いのち」を大切にすることを育む教育活動の充実に取り組まねばならない。
- ・いじめは、学校の内外を問わず様々な場面で起こりうることであり、市や県・国、家庭や地域、関係機関・団体等と連携して取り組まなければならない。
- ・すべての児童が安心して学習、その他の活動に取り組むことができるよう、教育活動全般を通じて、いじめの防止等に取り組まなければならない。
- ・お互いの存在を認め合い、心の通う絆づくりにつながるような学級づくりや集団づくりを進めていかなければならない。

1. 本校のいじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめの問題に取り組むにあたっては、いじめにはどのような特徴があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に努めるとともに、いじめを認知した場合は、「早期対応」「早期解決」に取り組みます。

本校のすべての子どもにとって、学校が安全で安心して生活できる場所であるためにも、教職員が情報を共有し取り組むとともに、関係機関や教育委員会との連携も密にし、子どもたち一人ひとりに対しチームで支援する体制づくりを進め、早期発見、早期解決に努め、「いじめのない学校」を目指します。

また、いじめの問題には、学校や家庭の問題としてだけではなく、全ての大人たちの問題として取り組む必要があるため、日頃から地域や家庭、関係機関と一丸となって相互に協力する関係づくりを進めていきます。

(いじめの禁止)

本校では、いじめを禁止するとともに、いじめを放置しません。

(学校及び教職員の責務)

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者、地域住民他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組みます。

また、いじめが疑われる場合においても、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防

止に努めます。

2. いじめの防止等に関する内容

(1) いじめの未然防止のための取組

- 体験活動や特別活動の充実を図り、学校外の人々との関わりや集団活動を通して自己の役割や責任を果たそうとする態度やよりよい人間関係を築こうとする態度等、道徳性を育む取組を進めます。
- 日頃の授業や行事等特別活動の中で、自己決定の場を用意し、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じることが出来る学校生活づくりを推進します。
- 「道徳科（特別の教科道徳）」の時間などにおいて、児童がいじめの問題について自ら考えたり、いのちの大切さを学んだりする機会を設けていきます。
- いじめは決して許されないという共通認識に立ち、全教職員がいじめの態様や特質等について校内研修や職員会議を通して共通理解を図り、組織的に対応します。
- いじめの防止等のための対策に関する取組を年間計画に位置付けて実施します。

(2) いじめの早期発見のための取組

- 「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こり得る問題である」という認識を持ち、日頃から児童の日常の行動や生活の様子に目を配るとともに、児童との信頼関係の構築等に努めます。
- けんかやふざけあいであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、いじめかどうか判断します。
- 職員が校内で気になるサインを見つけた時は、小さなことでも情報を共有しチームで実態の把握に努めます。
- 定期的にアンケート調査や教育相談を実施し、児童がいじめを訴えやすい体制を次のように整えます。

<定期的な調査方法>

- ① 児童対象いじめ等のアンケート調査 年3回（6月、11月、2月）
 - ② 個人面談（教育相談）を通じた学級担任による、児童及び保護者からの生活や学習に関する相談・面談 年2回（7月、12月）
- 児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次のとおり、相談体制の整備を行います。
 - ① 鎌倉市の教育相談員の活用
 - ② スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用
 - ③ 相談ポストの活用

(3) いじめの早期対応

- いじめの対応には、全教職員の理解のもと連携し、担任等が孤立したり、一人で

抱え込んでしまったりする等の状況を起こさないように、チームで組織的に対応します。

- いじめを見た、またはいじめの疑いがある行為を見た場合は、すぐにいじめをやめさせ対応をします。
- 教職員がいじめに係る相談を受けた場合は、すみやかにその事実の有無を確認します。
- 相談・通報のあった事案は、「いじめ防止対策委員会」を開催し情報の共有と早期解決に努めます。
- いじめがあることが確認された場合には、学校は、いじめを受けた児童を守るため、平穏な学校生活を再開できるよう、当該児童及びその保護者に対して必要な支援を行います。
- いじめを行った児童に対しては、いじめは決して許されない行為であることを理解させたり、自分の行動が相手の心身に及ぼした影響等に気付かせたりするなど、適切かつ毅然とした指導を行うとともに、いじめの行為に至った背景を把握し、当該児童及びその保護者に対して、いじめを繰り返さないよう助言や支援を行います。
- いじめを受けた児童が安心して教育を受けるために、必要であると認められるケースについては、保護者との相談の上、いじめた児童に対して、一定期間別室等において学習を行う措置を講じます。
- いじめを見ていた児童にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持つよう指導します。
- はやしたてたり、同調したりしている児童に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解するよう指導します。
- これらの対応については、保護者、地域、関係機関等と連携して取り組みます。
- いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれのあるときは、教育委員会に報告・協議し所轄警察署との相談や学校警察連携制度の活用など、警察と連携して取り組みます。

(4) インターネット上のいじめへの対応

- インターネット上で行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、児童やその保護者に対し、携帯電話利用教室等、必要な啓発活動を行います。また、学級活動や道徳、総合的な学習の時間、の中で、情報モラル教育の一層の推進を図ります。
- 学校で実施するいじめに関するアンケートに、ネットいじめに関する質問項目を設けるなど、インターネットを通じて行われるいじめの早期発見に向けた取組を進めます。
- インターネットを通じて行われるいじめについては、外部専門機関等への協力を得て、対応に努めます。

(5) いじめの解消

- いじめに係る行為（被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為）が相当期間（3ヶ月を目安）止んでいて、対象児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められる状況を「いじめの解消」と考えるが、引き続き面談や日常の様子をきめ細かく把握し、再発を防ぎます。
- 学年進級時には、いじめの指導が継続中の場合はもちろん、解消した場合においても、引き継ぎ・継続的な見守りを行います。

(6) 家庭との連携

- 児童生徒がいじめを受けていると疑われる様子があるときに、保護者が学校に相談・通報する窓口を周知するための措置を講じます。
- いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒及び双方の保護者に対し、事実関係を速やかに伝え、適切な対応が行えるよう保護者の協力を求めるとともに継続的な支援を行います。
- 家庭での児童生徒の様子を見つめるために気をつけるポイントを周知する等、家庭におけるいじめへの対応に関する啓発活動に努めます。
- 学校や家庭での児童生徒の様子について情報を共有できるよう、保護者と密に連絡を取り、いじめの未然防止・早期発見に努めます。

(7) 関係機関との連携

- いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれのあるときは、警察と連携して取り組みます。
- インターネット上のいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、児童生徒やその保護者に対し、携帯電話教室や講演会の設定等必要な情報提供・啓発活動を行います。
- いじめを受けた児童生徒や、いじめを行った児童生徒の立ち直りを支援するため、医療や福祉等の専門機関等の協力を得るための連携を図ります。

いじめ防止対策 年間計画

鎌倉市立玉縄小学校

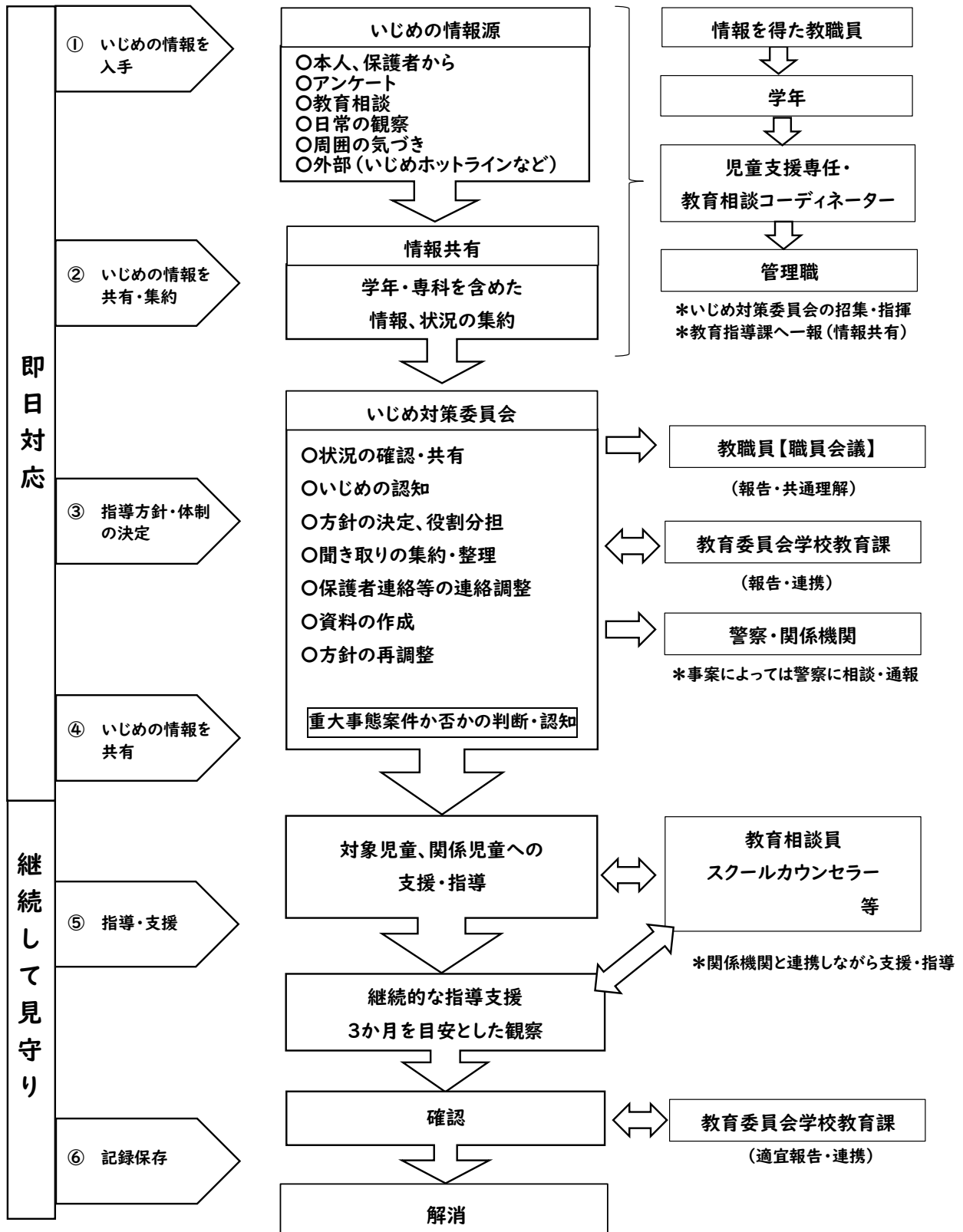
○未然防止 ●早期発見

年間	<ul style="list-style-type: none"> ○道徳教育 ☆児童会活動 ●相談ポストの設置 ●教育相談(センター相談員・SC) ●子どもSOSの活用 	
月	研修・内容等	情報モラル教育
4	<ul style="list-style-type: none"> ○児童指導について ・いじめの未然防止、早期発見、その対応等、教職員による共通理解をはかる ☆1年生を迎える会(学校生活を安心して送れる温かい雰囲気づくり) 	法の理解と遵守
5	<ul style="list-style-type: none"> ○教員研修「児童指導における記録の仕方および保存方法等」 	情報社会の倫理 安全への配慮
6	<ul style="list-style-type: none"> ●児童指導強化週間 ○朝会での講話(いじめを許さない児童への意識づくり) ●いじめに関するアンケート(アンケートに基づく児童への面談) ○学級活動(いじめやクラスの生活について) 	法の理解と遵守 情報社会の倫理 安全への配慮
7	<ul style="list-style-type: none"> ●いじめアンケートに関する教育相談員とのスクリーニング(専門的な視点からいじめの早期発見、困りをキャッチする) 	安全への配慮 法の理解と遵守
9	<ul style="list-style-type: none"> ○教員研修「児童理解、聞き取りの仕方等」 ☆あいさつ運動(児童会を通じた気持ちのよい学校環境づくり) 	法の理解と遵守 安全への配慮
10	<ul style="list-style-type: none"> ○たてわり活動(遠足たてわり班を通じた仲間づくり) 	公共的なネットワーク社会の構築 安全への配慮
11	<ul style="list-style-type: none"> ○事故不祥事防止会議「いじめ防止」について ●児童指導強化週間 ○朝会での講話(いじめを許さない児童への意識づくり) ●いじめに関するアンケート(アンケートに基づく児童への面談) ○学級活動(挨拶運動、みんな仲良くするには) ☆たてわり活動(児童会による学年間の交流、認め合い) 	法の理解と遵守 情報社会の倫理 安全への配慮
12	<ul style="list-style-type: none"> ●いじめアンケートに関する教育相談員とのスクリーニング(専門的な視点からいじめの早期発見、困りをキャッチする) 	情報セキュリティ 情報社会の倫理 安全への配慮
1	<ul style="list-style-type: none"> ☆大縄大会(児童会を通じたクラスの仲間づくり) 	法の理解と遵守 安全への配慮 公共的なネットワーク社会の構築
2	<ul style="list-style-type: none"> ●児童指導強化週間 ○朝会での講話(ピンクシャッターについて) ●いじめに関するアンケート(アンケートに基づく児童への面談) ○学級活動(安心して過ごせる学校について) 	安全への配慮 公共的なネットワーク社会の構築
3	<ul style="list-style-type: none"> ●いじめアンケートに関する教育相談員とのスクリーニング ☆6年生を送る会(学年間の交流を通じた仲間づくりや認め合い) 	公共的なネットワーク社会の構築 安全への配慮 情報セキュリティ

☆児童会

事案発生時の対応フローチャート

鎌倉市立玉縄小学校



3. いじめ防止対策委員会の設置

いじめの防止等の取組を効果的に推進し、発生したいじめ事案に的確に対処するため、特定の教職員で対処するのではなく、必要に応じて外部専門家の参画も得ながら、学校全体で組織的な対応を行います。

【構成員】

校長・教頭、総括教諭、教育相談コーディネーター、児童支援専任、学年、養護教諭、スクールカウンセラー等を中心として構成し、対応する事案の内容に応じて学級担任を追加します。

【開催時期と内容】

いじめの事案が発生していない時でも、学期に1回程度は開催し、児童の情報交換といじめ防止のための事例研究や研修を行います。

また、学校いじめ防止基本方針の見直しや、基本方針に基づく取組の年間計画の作成や実施等のほか、次のことを担当します。

◇児童や保護者の相談や地域住民等からの通報の窓口

◇いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報を収集、記録

◇いじめの疑いのある情報があった際の学年会や職員会議等緊急会議の開催

◇関係する児童への事実関係の聴取など、いじめに関連する情報の迅速な収集及び調査

◇いじめられた児童の保護やいじめを行った児童に対する指導や支援・連携・方針の検討

◇いじめを受けた児童及び行った児童に対する保護及び支援並びにその保護者との連携

4. いじめ重大事態への対応

いじめの重大事態については、「疑い」の段階から速やかに教育委員会に報告し、市いじめ防止基本方針に則って対応する。（市基本方針「Ⅲ 重大事態への対応」14p 及び「いじめの対応の流れについて」に基づく。）